

日高市教育委員会告示第7号

日高市公民館の使用料の免除に係るボランティア等団体の認定に関する要綱を次のように定める。

令和4年5月31日

日高市教育委員会教育長 中村一  


日高市公民館の使用料の免除に係るボランティア等団体の認定に関する要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、日高市公民館の使用に関する条例施行規則（平成19年教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）第6条第2項の規定に基づく日高市公民館の使用料の免除に係るボランティア等団体の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ボランティア等団体 規則第6条第1項の表左欄に規定する公益的な活動又は社会貢献活動を主たる目的とする団体をいう。

(2) 認定 規則第6条第1項の表左欄に規定する教育長の認定をいう。

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとするボランティア等団体は、日高市公民館の使用におけるボランティア等団体認定申請書（様式第1号）を教育長に提出するものとする。

2 前項に規定する認定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款、規約、会則又はこれに類する書類

(2) 構成員の氏名及び住所（在勤者にあっては勤務先の名称及び事業所の所在地、在学者にあっては通学先の学校名及び学校の所在地を含む。）が記載された名簿

(3) 構成員に暴力団員（日高市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第2号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が含まれていないことの申出書

(4) 認定を受けようとする前事業年度の事業報告書及び収支決算書又はこれらに類する書類

(5) 認定を受けようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに類する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(審査及び決定)

第4条 教育長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに別表に定める認定基準に従って審査を行い、認定又は却下の決定をしなければならない。

2 教育長は、認定の決定をしたときは、日高市公民館の使用におけるボランティア等団体認定通知書（様式第2号）を申請者に交付するとともに、認定ボランティア等団体登録台帳に登録するものとする。

3 教育長は、却下の決定をしたときは、日高市公民館の使用におけるボランティア等団体認定却下通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、1年とする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(免除の手続)

第6条 認定の決定を受けたボランティア等団体（以下「認定ボランティア等団体」という。）が免除を希望して日高市公民館の使用申請を行うに当たっては、その申請手続に従事する者は、当該ボランティア等団体の構成員であることを示した上で、当該ボランティア等団体名で使用申請を行わなければならない。

(認定の取消し)

第7条 教育長は、ボランティア等団体が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受け、又は認定ボランティア等団体として使用料の免除を受けて不正な使用をしたものと認めたときは当該認定を取り消し、日高市総合福祉センターの使用におけるボランティア等団体認定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による認定の取消しを受けたボランティア等団体に対して、当該認定の有効期間中に免除を受けた使用料の全額を納付させるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

2 ボランティア等団体の認定に係る手続その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。

別表（第4条関係）

認定基準

- (1) 公益的な活動又は社会貢献活動（以下「ボランティア等活動」という。）を主たる目的とする団体（構成員の相互扶助を図り又はその者の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められる団体を除く。）であるか。
- (2) 日高市内に活動の拠点を有し、自主的に組織された団体であるか。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行う団体ではないか。
- (4) 団体の名称、目的、ボランティア等活動に係る事業等が記載された定款、規約、会則等が作成されているか。
- (5) 構成員が5人以上で、半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であるか。
- (6) 市民が自由に構成員となることができる団体であるか。
- (7) 構成員に暴力団員が含まれてはいないか。
- (8) 年間の活動計画が定められているか。
- (9) 会計処理が明確であるか。
- (10) 認定を受けようとする前事業年度において、1事業年度以上継続して活動しているか。（新たに設立した団体にあっては、1事業年度以上継続した活動が見込めるか。）